

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年6月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 平成23年度作況調査について
- 議第 7号 「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 齊藤信一 委員 | 2番 小林六一 委員 |
| 3番 村井善一郎 委員 | 4番 大桃惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤満 委員 | 6番 金子良助 委員 |
| 8番 刈屋一夫 委員 | 10番 坂井和弘 委員 |
| 11番 藤田吉則 委員 | 12番 大橋正臣 委員 |
| 13番 山ノ内正 委員 | 14番 川勝勳 委員 |
| 15番 金子純一 委員 | 16番 大竹一雄 委員 |
| 17番 野水敏秋 委員 | 18番 高山博 委員 |
| 19番 安達宰 委員 | 20番 森山昭 委員 |
| 21番 西光明 委員 | 22番 野崎文夫 委員 |

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 23番 | 大竹正信 | 委員 | 24番 | 小師勉 | 委員 |
| 25番 | 五十嵐俊雄 | 委員 | 26番 | 鶴巻俊樹 | 委員 |
| 27番 | 武石栄二 | 委員 | 28番 | 安達英作 | 委員 |
| 29番 | 村山佐喜雄 | 委員 | 30番 | 佐々木包茂 | 委員 |
| 31番 | 長谷川清一 | 委員 | 32番 | 清水栄 | 委員 |
| 33番 | 熊倉睦 | 委員 | 34番 | 神子島巖 | 委員 |
| 35番 | 佐藤裕雄 | 委員 | | | |

欠席委員 1名
7番 鶴巻純一 委員

職務のため出席した事務局職員

| | |
|----------|------|
| 事務局 長 | 金子正敏 |
| 事務局 次長 | 石崎 亮 |
| 経営基盤係副参事 | 麦倉政勝 |
| 農地係副参事 | 竹石正弘 |

午前9時30分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35人のところ、現在員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。13番、山ノ内委員、23番、大竹委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、新規設定は6件、2万4,829.91㎡、所有権移転が1件で1,169㎡であります。合計では7件で2万5,998.91㎡であります。

戻りまして、議案中の42番は、山王西の農地1筆、1,169㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約77万円であります。

43番は、飯田の農地2筆、3,094㎡を新規により2年間利用権設定するもので

あります。

44番は、飯田の農地8筆、5,002㎡を新規により2年間利用権設定するもの
あります。

45番は、下保内の農地3筆、2,090㎡を新規により5年間利用権設定するもの
であります。

46番は、島川原の農地1筆、605㎡を新規により5年間利用権設定するもので
あります。

47-1番と3ページ及び4ページの47-2番は、福島新田の農地38筆、8,588.91㎡を農地利用集積円滑化事業で新規により9年間利用権設定するものであり
ます。

戻りまして、2ページの48番は、原の農地4筆、5,450㎡を新規により9年間
利用権設定するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果
を報告願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告申し上げます。

第3調査部会は、6月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部
会員出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時
43分、閉会といたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新
規設定6件、所有権移転1件、合計件数7件で、面積にして2万5,998.91㎡で、
書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営
基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(金子事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページにありますように、競落報告分を含めて7件の申請で、合計1万3,614㎡であります。

それでは、戻りまして、5ページの15番から順にご説明を申し上げます。

議案中の15番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、82㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約1,500万円であります。

16番は、代官島地内の農地2筆、564㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約1万7,730円であります。

17番は、下大浦地内の農地4筆、3,026㎡を譲り受け人が相手の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

18番は、下大浦地内の農地2筆、2,042㎡を譲り受け人が相手の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

以上4件が今月申請分であります。

また、競落報告分が3件あります。6ページをごらんいただきたいと思います。

19番は、西潟地内の農地2筆、2,474㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約210万円であります。

20番は、西潟地内の農地3筆、3,424㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約220万円であります。

21番は、西潟地内の農地3筆、2,002㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約230万円であり

ます。

また、本件は4月総会附帯決議によりまして、5月19日付許可済みであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、面積にして5,714㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積など、許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として3件、7,900㎡の報告があります。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページにありますように1件、2,000㎡であります。

議案中の1番は、三貫地新田地内の土地4筆、2,000㎡について、当初自社駐車場及び資材置き場目的で、平成22年1月18日付で5条許可を得ましたが、その後、事業拡大により倉庫が必要となり、倉庫1棟、駐車場17台分に事業変更したいもので

あります。場所につきましては、自社西側隣接地で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして2,000㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、8ページに記載してありますように1件の申請で、合計93㎡であります。

議案中の6番は、新保地内の農地1筆、93㎡、駐車場2台分に利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条高校西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして93㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページに記載してありますように8件の申請で、合計6,735.04㎡であります。

それでは、戻りまして、9ページの10番から順にご説明いたします。

10番は、新保地内の農地1筆、371㎡を売買により取得し、事務所併用住宅1棟及び駐車場8台分の敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万

7, 800円であります。場所につきましては、県立三条高校の西側、住宅団地の一角で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

11番は、西大崎1丁目地内の農地3筆、1,020㎡を売買により取得し、分譲地4区画及び通路に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,800円であります。場所につきましては、マルイ大崎店東側で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

12番は、今井地内の農地2筆、2,042㎡を売買により取得し、大型車の旋回広場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,500円であります。場所につきましては、自社工場隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

13番は、下須頃地内の農地1筆、234㎡を使用貸借権の設定により、農舎及び倉庫各1棟、敷地に利用したいものです。場所につきましては、国道8号線沿い自宅隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

14番は、石上2丁目地内の農地に1,996㎡を売買により取得し、宅地分譲地10区画に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,100円であります。場所につきましては、グループホーム「はあとふる・あたご」東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

15番は、石上2丁目地内の農地1筆、512㎡を売買により取得し、宅地分譲地3区画に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,200円であります。場所につきましては、石上公民館東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

10ページをごらんいただきたいと思います。16番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、192㎡を売買により取得し、住宅1棟敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万600円であります。場所につきましては、三条中央自動車学校の西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

17番は、泉新田地内の農地4筆、368.04㎡を売買により、住宅1棟及び駐車場4台分の敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,700円であります。場所につきましては、集落内で北小学校西側付近の農地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、設置基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして8件、面積にして6,735.04㎡で、11番、12番、14番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも設置基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長さんは自席へお戻り願います。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『平成23年度の作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案を申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議第6号につきましては農政対策部に付託をいたすことにいたします。

部会長さん、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

次に、議第7号『「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について』を議題とし、お願いを申し上げたいと思います。

ご承知のように全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の月額600円、農業総合専門誌であります。

新潟県農業会議におきましても、農業委員数の5倍以上を、目標部数（170部）としておりますが、三条市は目標に対しては87%、148部と低迷しており、県内35農業委員会中の下位に位置している状況であります。

そこで、今年も全委員さんから、委員1人につき2人以上の普及拡大を図っていただきたいと思ひます。申し込み等においては、タオル、軍手などを配らせていただいておりますが、ぜひともご協力のほどをお願いを申し上げたいと思ひます。

また、今年も取り扱い注意でお願いしますが、各地区の購読者名簿を配付しておきましたので、記載者以外の方についての普及拡大をお願いいたします。

なお、申込書の提出は事務局までお願いします。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告願ひます。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思ひます。ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

その他でご協議いただきたい案件がありますので、お諮りをいたしたいと思ひます。

それでは、「三条市環境審議委員会委員の推薦について」、であります。ご承知のとおりこの委員の任期は、8月9日で任期満了となりますが、6月22日付で環境課から推薦依頼とともに、引き続き大橋委員の再任依頼が参っておりますので、お諮りします。

三条市環境審議委員会委員について、引き続き大橋委員を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、ご異議ありませんので、三条市環境審議委員会委員は大橋委員を推薦することといたします。大橋委員、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、任期は平成23年8月10日から平成25年8月9日までであります。

議長（大桃会長）

その他で報告事項があります。

お手元に配付してあります参考資料の「三条市農業再生協議会委員の推薦について」、であります。

先般6月17日に農林課から、平成23年度から本格実施される農業所得補償制度を推進するに当たり、従来の「水田農業推進協議会」・「担い手育成総合支援協議会」を「農業再生協議会」として整理統合し、体制整備を進めるということで、農業経営の改善や自給率の向上を目指すため6月29日に設立協議会を開催したく、その委員に各地区から農業委員1名ずつ推薦をお願いしたいが、今回設立協議会まで時間がないため、農林課の指名とさせていただきたいと依頼がありました。

そこで、今月総会前の設立協議会ということもあり、了解した次第でありますので、よろしく申し上げます。

今回指名された委員は、栄地区から西光明委員、下田地区から刈屋一夫委員、三条地区から大桃惣一郎であります。

以上のとおり、報告になりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。来月は7月25日、厚生会館第2集会室で9時から会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は7月29日金曜日午前9時30分を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉じさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時14分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（13番）

議事録署名委員（23番）